

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
機 関	機 関	機 関	機 関
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	知事部局	知事部局	知事部局
理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 部長 担当部長 審理監 情報戦略 補佐監 課長 担当課長 政 策監 健康指導監 防災航空 センター長 東部産業支援セ ンター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 広島サ ミット推進審議官 部長 担 当部長 審理監 情報戦略補 佐監 課長 担当課長 政策 監 健康指導監 防災航空セ ンター長 東部産業支援セ ンター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 広島サ ミット推進審議官 部長 担 当部長 審理監 情報戦略補 佐監 課長 担当課長 政策 監 健康指導監 防災航空セ ンター長 東部産業支援セ ンター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 広島サ ミット推進審議官 部長 担 当部長 審理監 情報戦略補 佐監 課長 担当課長 政策 監 健康指導監 防災航空セ ンター長 東部産業支援セ ンター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和五年七月一日から施行する。